

負担限度額認定（施設や短期入所での食費・居住費の軽減）について

介護保険施設に入所したときやショートステイを利用したときなど、施設サービスを利用したときは、施設サービスの1割、2割または3割負担に加え、食費・居住費・日常生活費が、原則、自己負担となります。対象となる方の要件に該当する場合は、申請により、食費・居住費について、負担限度額認定が適用となります。

▽負担限度額認定の対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホームへの入所）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設への入所）
- ・介護療養型医療施設（介護保険が適用される病院などへの入所）
- ・介護医療院（介護保険が適用される病院などへの入所）
- ・短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護（福祉施設へのショートステイ）
- ・短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護（医療施設へのショートステイ）
- ・地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホームへの入所）

▽対象となる方の要件

注意事項「1 負担限度額認定の対象者要件及び利用者負担段階の区分について」のとおり

▽申請の手続き

「介護保険負担限度額認定申請書及び同意書」に必要事項を記入し、本人（及び配偶者）の預金通帳等の写しを添付の上（※記入例及び注意事項参照）、市役所1階（高齢者支援課介護保険係）、五日市出張所（市民総合窓口係）へ提出してください。

▽結果の通知

- ・申請を受け付けた方には、世帯全員の課税状況及び本人（及び配偶者）の所得等を確認し、月に2回（15日頃、月末）のどちらかで、結果の通知を送付します。
- ・承認された方には認定証も送付しますので、サービスの利用先に認定証を提示してください。

▽その他（注意いただくこと）

負担限度額認定の有効期間は、申請を受け付けた月の初日に遡って適用となります。申請が遅れると負担限度額認定を受けられないことがありますので、負担限度額認定の対象となるサービスを利用した月の月末までに、必ず申請をしてください。

注 意 事 項

1 負担限度額認定の対象者要件及び利用者負担段階の区分について

利用者 負担段階	所得の状況	預貯金等の 資産の状況
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が 住民税非課税で、老齢福祉年金受給者	1,000万円（夫婦は2,000万円）以下
第2段階	年金収入等※とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	650万円（夫婦は1,650万円）以下
第3段階 ①	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が住民税非課税 年金収入等※とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	550万円（夫婦は1,550万円）以下
第3段階 ②	年金収入等※とその他の合計所得金額の合計が120万円超の方	500万円（夫婦は1,500万円）以下

※公的年金等収入金額（非課税年金を含みます。）＋その他の合計所得金額。

2 申請に必要なもの

①介護保険負担限度額認定申請書（表面）、②同意書（裏面）、③本人及び配偶者の資産（※）が確認できる書類等の写し

なお、本年1月2日以降にあきる野市に転入された方は、本人、配偶者及び同一世帯にお住まいの方の非課税証明書が必要となります。

（※）対象となる資産	資産確認ができる書類等の写し
預貯金（普通・定期）	<u>通帳（銀行名・支店名（番号）・口座名義・口座番号・直近2カ月の残高）の写し（インターネットバンクの場合は口座残高ページの写し）</u>
有価証券 （株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の直近2カ月の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の直近2カ月の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の直近2カ月の口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
負債（借入金・住宅ローン）	借用証明など

3 その他

- (1) 配偶者については、世帯分離をしている配偶者または内縁関係の者を含みます。
- (2) 資産において生命保険（個人年金・養老年金等含む）・自動車・貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）・その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）は対象となりません。
- (3) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。（※年金・高額介護サービス費の支給を受けている場合は、必ずその支給を受けている口座の通帳の写しを添付してください。） また、必要に応じて金融機関へ預貯金の照会を行う場合があります。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に最大2倍の加算金を加え返還していただくことがあります。